

## 秋田県主要農作物種子条例の制定を求める意見書

主要農作物種子法（以下「種子法」という。）を廃止する法案が、平成 29 年 4 月 14 日の参議院本会議で可決・成立し、平成 30 年 4 月 1 日に種子法が廃止された。

それまでの県行政は種子法に基づき、高品質な原種・原原種の生産・供給及び優良な品種を決定するための試験研究を担い、本件の主要農作物である水稲、麦及び大豆の安定生産や品質向上に中心的な役割を果たすことにより、秋田県農業の振興に大きな貢献をしてきた。

この種子法の廃止を受けて、一部の府県においては、これまで行政が担ってきた種子生産業務を外部に移管する等の方針が示され、移管されることになれば、種もみの価格上昇や品質低下を招きかねない等の報道がされている。県内の生産現場においても将来的には優良な品種の選定ができなくなることや、種子が安定的に供給されなくなるのではないかという不安が広がっている。

種子法が廃止されて以降、秋田県では「主要農作物種子基本要綱」等によって種子行政が行われているが、要綱等だけでは予算の裏付けとはならないことを踏まえて、農業生産県として今後も県行政が種子生産の中心的な役割を果たし、今までどおりの行政対応を継続することに必要な予算及び関係部署の人員体制を恒久的に措置する観点から、主要農作物種子生産に係る県条例を制定することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき意見書を提出する。

令和 2 年 1 2 月 1 6 日

秋 田 県 大 仙 市 議 会

秋 田 県 知 事 佐 竹 敬 久 様